

## 報酬改定に伴う体制等加算届の留意事項

### 1 提出期限

令和3年4月20日（火）を目途とします。

※ やむを得ず、期限までの提出が困難であると見込まれる場合は、速やかに管轄の振興局・支庁へ御相談ください。

### 2 提出先

事業所を所管する振興局，支庁の地域保健福祉課

※障害児入所施設については，県障害福祉課への提出となります。

### 3 提出方法

原則，郵送でお願いします。

### 3 体制等

給付費等算定に係る体制等に関する届出書類一覧を参照し，必要な加算届様式を作成してください。

なお，必要な添付書類等については，「給付費等算定に係る体制等に関する届出書類一覧」の【その他必要な書類等留意事項】欄を参照するほか，各様式の注書き，備考欄を確認してください。

### 4 その他注意事項

#### 【国保連から助言のあった留意点】

※ 今回の報酬改定に伴い，基本報酬の単位数が上がっていますので，請求される場合は，基本報酬単位を確認し，間違えないように請求してください。

※ 改正後の基本報酬単位より，低い単位（旧単位）で請求した場合は，国保連のシステム上，エラー抽出できない（エラーと見なさない）ため，過誤請求対応もできないとのことです。